

介護福祉士養成施設 手続整理表

事項			計画書	申請書	届出書	
			9 か月前まで (※1)	3 か月前まで	1 か月以内	
新規設置			○	○ (※2)		
変更	学則	修業年限	○	○ (※2)		
		養成課程	○	○ (※2)		
		入学定員	増加	○	○ (※2)	
			減少		○	
		学級数	○	○ (※2)		
	その他			○		
	校舎の各室の用途及び面積		○			
	通信養成を行う地域 (通信)		○			
	添削その他の指導の方法 (通信)		○			
	設置者の名称及び主たる事務所の所在地			○		
	養成施設の名称及び位置			○		
	養成施設の長			○		
	教員 (専任教員、教員要件のある科目を担当する教員)			○ (※3)		
	カリキュラム			○ (※4)		
課程修了の認定の方法 (通信)			○			
指定取消				○ (※5)		
業務報告			毎年5月末までに報告			

※1 介護福祉士養成施設等の指定を受けている養成施設は8か月前までの提出となります。

※2 計画書が必要な申請は、計画書審査後に申請書提出となります。

※3 教員要件の確認がありますので、可能な限り変更前に届出をお願いします。

※4 カリキュラム変更は事前に審査する必要があることから、原則、適用6か月前までに提出してください。

※5 規則上、提出期限の定めはありませんが、在籍生の対応に関する協議がありますので、可能な限り6か月前までに申請をお願いします。